

フードバリューチェーン構築基盤整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、新・宮城の将来ビジョンに掲げる「地域の底力となる農業の国内外への展開」を実現するため、生産、製造・加工、流通、消費に至る各段階でそれぞれが連携し、生産活動の効率を高めながら商品に付加価値を付けることを目的とした経営計画を知事が認定し、農業産出額の増加、質の高い雇用の増大につながる産業として本県農業の推進を図るため、当該事業の実施主体に対し、予算の範囲内において、フードバリューチェーン構築基盤整備事業費補助金（以下「本事業費補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 本事業費補助金の交付対象となる事業及び経費並びに補助率等は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の補助金交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない事業実施主体については、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施計画書（別紙1）
- (2) 経費の配分及び負担区分（別紙2）
- (3) 収支予算書（別紙3）
- (4) 実施設計書（別紙4）
- (5) 暴力団排除に関する誓約書（別紙5）及び役員等名簿
- (6) 納税証明書（県税に係るもの）
- (7) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第4 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、別表の重要な変更の欄に掲げる以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

2 知事は、交付の決定に当たっては、第3第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認め

たときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

- 3 知事は、第3第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(事業着手及び入札報告)

- 第5 補助事業の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、施設設置又は機械器具購入等の事業に着手したときは、別記様式第4号による入札結果報告・着工届を速やかに知事に提出しなければならない。

(事業遂行状況報告)

- 第6 規則第10条の規定による報告は、別記様式第5号によるものとし、補助金の交付決定のあった年度の11月30日現在において作成し、翌月の20日までに知事に提出するものとする。

(実績報告)

- 第7 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第6号によるものとする。

- 2 前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

- 3 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績報告書(別紙1)
- (2) 経費の配分及び負担区分(別紙2)
- (3) 収支精算書(別紙3)
- (4) 出来高設計書(別紙4)
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

- 第8 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は補助事業遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払又は前金払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第7号によるものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第9 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額を別記様式第8号により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(処分の制限を受ける財産)

- 第10 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、次のとおりとする。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 補助事業により取得し、又は効用が増加した機械及び器具
- (3) その他知事が補助金の交付の目的を達成するために特に必要と認めるもの

(処分の制限を受ける期間及び内容)

第11 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とし、期間内に当初の交付目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条に基づく財産処分として、当該施設等を当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、別記様式9号による取得財産処分申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、知事は、取得財産を処分することにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

(帳簿及び書類の備付け等)

第12 補助事業者は、第11の期間内において処分の制限を受ける財産の管理の状況を明らかにするため別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(事業名の掲示)

第13 この補助金により設置、又は導入された施設、機械等には、当該実施年度と事業名を掲示又は記入するものとする。

(書類の提出及び経由)

第14 この要綱により知事に提出する書類は、事業を所轄する地方振興事務所又は地域事務所を経由するものとし、地方振興事務所長又は地域事務所長はその写しを保管するものとする。

2 事業実施箇所が複数の圏域にまたがる場合は、その主たる事業実施箇所を所轄する地方振興事務所又は地域事務所を経由するものとする。

(運営状況報告)

第15 知事は、この補助事業により設置され、又は導入された機械、器具等の運営状況等について、事業実施後5年間について報告を求めることができる。

(その他)

第16 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月22日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

(押印省略)

- 1 この要綱は、令和4年4月18日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。